

答 申 第 1 号

令和4年10月21日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市情報審査会

会長 千々和 博志

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（答申）

帯広市情報公開条例第22条第2項の規定に基づき、令和4年8月2日付け帯総務第128号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

1 個人情報保護制度について

- (1) 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について
- (2) 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるのとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

2 情報公開制度について

個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

答 申

1 答申に当たって

帯広市では、平成8年4月1日に、市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める帯広市個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを確保するために適宜必要な改正を行いながら、帯広市の個人情報保護制度を運用してきた。

今般、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。改正後の同法を以下「改正法」という。）が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を加えた3本の法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正法において全国的な共通ルールが適用されることとなり、個人情報保護条例等について見直しが必要となっている。

このことを受けて、令和4年8月2日付けで市長から帯広市情報審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問があり、改正法による全国的な共通ルール化の趣旨を踏まえ、帯広市でこれまで運用されている個人情報保護制度や情報公開制度における対応の方向性について審議・検討を行い、その結果を本答申としてまとめたものである。

帯広市においては、この答申を踏まえ、改正法の施行にあたり必要な措置を講ずることにより、今後もこれまでの個人情報保護条例の目的を踏まえ、帯広市の個人情報保護制度のより一層の推進を図るとともに、適正に運用していくことを期待する。

2 審査会の判断

(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度の導入について

行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度は、導入しないこととするのが適当である。

【説 明】

改正法では、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別できないように加工して民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関にも導入されることとなる。ただし、当分の間は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については、当該制度の導入は任意とされている。

この点について、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度は、ますます高度化する情報社会において重要な意義は認められるものではあるが、市民等の個人情報の利活用に関する制度であり、その導入については、実際の

運用方法やその影響等を含めてより慎重な検討を要するものと考えられる。即ち、匿名加工情報ではあっても、地域社会の情報の内容や選択の仕方によっては事実上特定され、場合によっては匿名性に欠けてしまうことも考えられるので、導入にあたり慎重な姿勢が必要であると考えられる。

したがって、今回については行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度を導入しないこととするのが適当である。

なお、今後については、都道府県や政令指定都市の運用事例や、他自治体の動向を注視しながら、導入の要否等について継続して検討していくこととされたい。

(2) 条例要配慮個人情報の内容について

条例要配慮個人情報に係る規定は設けないこととするのが適当である。

【説明】

改正法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として位置付けている。また、要配慮個人情報以外に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として位置付けている。

帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号。以下「現行条例」という。）では、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について、その取扱いに特に配慮を要するものとして、要配慮個人情報といった特段の定義はされていないものの、これらの情報について、その収集を原則禁止とする等の規定が置かれている（第7条第5項参照）。

このように、この点について、これまでも帯広市においては、要配慮個人情報の定義を規定してはいないが、改正法の定める要配慮個人情報は、もとより上記のとおり現行条例で対応しているので、今回の法改正に合わせて、特に取扱いを変更する事情もないと考えられる。

そのため、更に条例要配慮個人情報に係る規定は設けるまでのことはなく、したがって、条例要配慮個人情報に係る規定は設けないこととするのが適当である。

なお、当該情報については、今後の社会情勢の変化や帯広市における諸施策

の動向等を踏まえて必要に応じて検討していくこととされたい。

(3) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について

個人情報ファイルに記録される本人の数及び保存期間に関わらず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成することが適当である。

【説明】

現行条例では、個人情報を取扱う事務について、事務の名称や事務の目的などの事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとしている（第6条）。

改正法では、行政機関等が保有している個人情報ファイル（記録される本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上のものに限る。）ごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられる。

この点について、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿とでは、記載すべき項目や作成の目的等が共通していることから、重複して作成する必要はないと考えられる。また、今後個人情報ファイル簿の作成・公表が必須とされるのであれば、記録される本人の数が1,000人未満又は保存期間が1年未満のものについても個人情報ファイル簿を作成し、統一することで閲覧しやすくなり、利用の面からも望ましい。

したがって、個人情報取扱事務登録簿は廃止し、個人情報ファイルに記録される本人の数及び保存期間に関わらず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成することが適当である。

(4) 個人情報保護制度の運用状況の公表について

これまでどおり、市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表することが適当である。

【説明】

現行条例では、市長は、毎年各実施機関における現行条例の運用状況を取りまとめ、公表することとしている。

改正法では、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができることとされており、また、毎年度その報告を取りまとめ、概要を公表することとされているが、各地方公共団体の機関における運用状況等の公表については、特段の規定はない。

この点について、帯広市においても市民への説明責任を果たすため、制度が毎年どのように運用されているのかを独自に公表することは、個人情報保護委

員会による公表内容等に関わらず、市民からの情報へのアクセスの利便性等、今後も引き続き重要な意義があるものと考えられる。

したがって、これまでどおり、市長が年1回個人情報保護制度の運用状況を公表することが適当である。

(5) 開示請求における手数料について

これまでどおり、開示請求に係る手数料（以下「開示手数料」という。）は無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当分のみを徴収することが適当である。

【説明】

現行条例では、「開示を受ける者」は「開示に要する費用を負担」する必要があるが（第29条）、開示手数料は徴収せず、請求対象文書の写しの交付等に要する費用の実費相当分のみを徴収している。

改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないこととしており、開示手数料の額を条例で定める必要がある。なお、開示手数料の額を条例で無料と定めることも妨げられないとされている。

この点について、開示請求を行う者に対してのみ開示がなされる以上、行政サービスの対価として開示に係る経費の一部を手数料として徴収することも考えられるところである。しかしながら、帯広市では制度開始以降、手数料は徴収せずに運用されており定着していること、個人情報保護制度の意義や趣旨、実務上の対応を考えると、現時点では開示に係る人件費等の費用を手数料として徴収するよりも、請求者が利用しやすい制度とすることが望ましい。

したがって、これまでどおり、開示手数料を無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当額のみを徴収することが適当である。

(6) 開示請求における不開示情報の整合性の確保について①

これまでどおり、公務員等の氏名を開示することが適当である。

【説明】

現行条例では、開示請求者以外の個人に関する情報のうち、当該個人が公務員等である場合に、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、行政執行の公正性・透明性を確保するため、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしており（第17条第2号ウ）、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）においても同様である。

改正法では、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値するものとして位置付けられているところ、他の法令の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合については、例外的に開示することとしている。

この点について、公務員等の氏名を開示することは、当該公務員等の私生活等への影響を全く捨象することは相当ではないものの、本来の理念である行政執行の公正性・透明性が確保され、請求者にとっても行政の動きがより分かりやすくなる等、むしろ有意義であると考えられる。

したがって、これまでどおり、公務員等の氏名を開示することが適当である。

(7) 開示請求における不開示情報の整合性の確保について②

情報公開条例の規定中、公共安全情報及び事務事業執行情報を改正法の規定に合わせて整理することが適当である。

【説明】

情報公開条例では、公共安全情報を非開示とする旨の規定が設けられている（第7条第3号）。

改正法では、不開示情報のうち、市町村が保有する公共安全情報及び国の安全等に関する情報について、事務又は事業に関する情報に該当する不開示情報の一例として規定されている。

この点について、これまで、個人情報保護制度と情報公開制度のそれぞれの制度で非開示情報の整合性を図り運用してきたところであるが、今後も整合性を図り、請求者や実施機関にとっても分かりやすい制度運用を行うことが望ましいというべきである。

したがって、情報公開条例の規定中、公共安全情報及び事務事業執行情報を改正法の規定に合わせて整理することが適当である。

(8) 開示請求の決定・延長期限について

これまでの取扱いを維持することが適当である。

【説明】

現行条例では、自己に関する情報の開示請求の決定期限を、原則として請求があった日から起算して15日以内としている（第22条第1号）。

改正法では、保有個人情報の開示請求に係る開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にするものとしているが、改正法の範囲内であれば、条例

で定めることにより期限を短縮することが許容されている。

この点について、帯広市の過去5年間の運用実績でも決定期限の延長をしておらず、実務上決定期間として15日あれば事務処理が可能であると考えられる。そうすると、改正法の規定に合わせて決定期間を2倍に拡大することは、逆に市民の利便性が後退するおそれがある。

したがって、実施機関の事務手続上、支障が生じる特段の事情がなければ、開示請求の決定期限について、これまでの取扱いを維持することが適当である。

また、現行条例では、決定期間を15日以内に限り延長できると定めており（第22条第2号）、当該期間についても、開示請求の決定期限についての取扱いと同様に、これまでの取扱いを維持することが適当である。

(9) 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限について

改正法で定める決定・延長期限を適用することが適当である。

【説明】

現行条例では、訂正請求・利用停止請求ともに、請求に係る決定期限を原則として請求があった日から起算して15日以内としており、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期限を15日以内に限り延長できることとしている（第34条、第42条）。

改正法では、決定期限を、請求があった日から30日以内とし、正当な理由があるときは、決定期限を30日以内に限り延長できることとしており、改正法の範囲内であれば、条例で定めることにより期間を短縮することが許容されている。

この点について、訂正請求・利用停止請求は、帯広市において過去に請求を受けた事例はないという経緯はあるが、当該請求に係る事実の確認や利用実態等の把握等、内容を精査し、より慎重な検討を行うことも予想され、個別事案にもよるかと思われるものの、その決定までに相当の期間を要する場合があるものと考えられる。

したがって、この際、改正法の趣旨を踏まえて、訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限は、改正法で定める期限を適用することが適当である。

(10) 審査会への諮問について

これまでどおり、個人情報保護制度に関し必要に応じて、審査会の意見を聴くことができることとするのが適当である。

【説明】

現行制度において審査会は、個人情報保護制度に関する重要事項について、

実施機関からの求めに応じて調査審議をするほか、実施機関に意見を具申することができることとされている（情報公開条例第22条第2項参照）。

改正法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、改正個人情報保護法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされている。また、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることが可能となる。

この点について、個人情報保護制度は、改正法により全国的な共通ルールが適用されることとなるが、今後も地域の実情や特性を考慮しながら施策を実施していくことは必要であり、審査会から地域の意見を聴取することを継続することが望ましい。

したがって、これまでどおり、帯広市として個人情報保護制度に関し必要に応じて審査会の意見を聴くことができることとするのが適当である。

3 審査会の審議経過

年 月 日	処 理 経 過
令和4年8月2日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理 ・ 改正法の概要説明 ・ 審議事項の概要説明
令和4年8月31日	・ 審議事項の具体的な審議
令和4年10月21日	・ 答申

4 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
阿部 勝利	
千々和 博志	会 長
野原 香織	会長職務代理者
三井 麻美	
村瀬 勝広	